

寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱

1 総則

本要綱は、寒川浄水場排水処理施設更新等事業(以下、「本件事業」という。)に関する「寒川浄水場排水処理施設更新等事業実施方針」(以下「実施方針」という。)において規定されている「事業者ヒアリング」について、必要な事項を定めるものである。

2 事業者ヒアリングの目的

本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、さらに幅広く事業者の意見を聴取し、事業者の参入のしやすさに配慮した契約条件設定の一助とするため、事業者ヒアリングを実施する。事業者ヒアリングの主な目的は次のとおり。

本件事業への参加意欲をもつ事業者及び参加の可能性のある事業者から、個別に提案・意見を聴取し、その内容を入札説明書等に反映させることによって、より良い入札及び効率的なPFI事業の実施を目指す。

事業者ヒアリングに先立って開催する意見交換会では意見交換し難い具体的な意見・提案の聴取及び情報交換を行うことにより、事業者の創意工夫を引き出すとともに、事業者にとって参入しやすい環境を整える。

事業への参画を希望する事業者及び関心のある事業者が、本件事業に対する理解をより深め、今後の検討の方向性や具体化への一助とすることを旨とする。

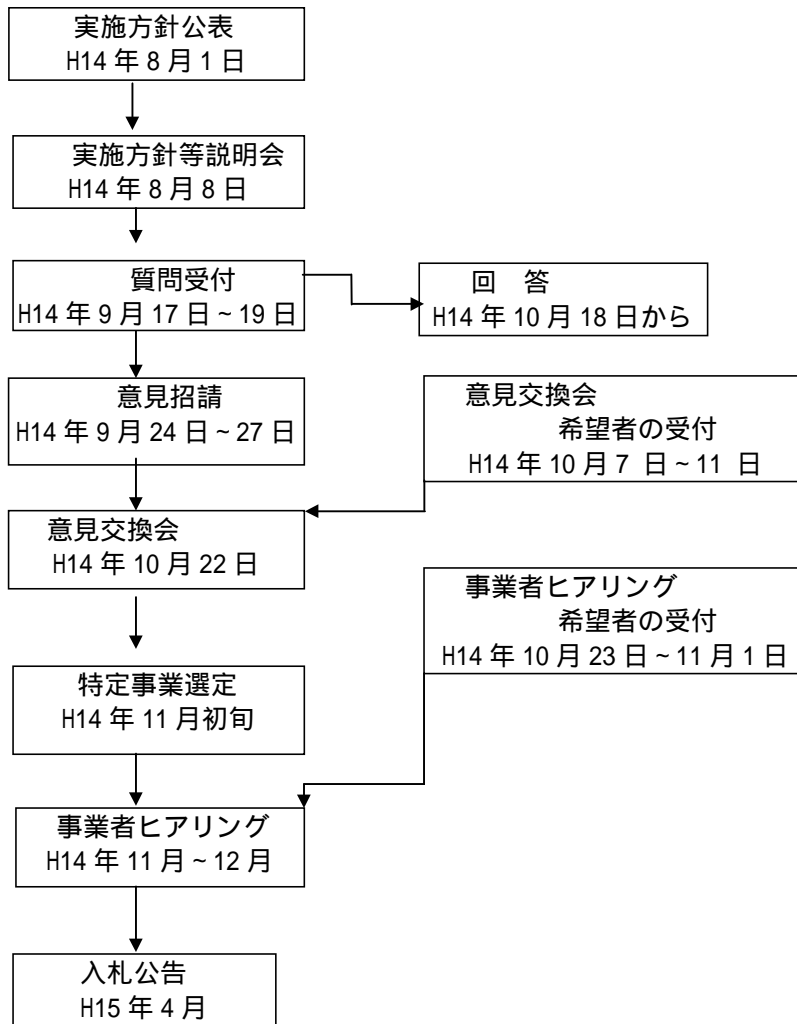
3 事業者ヒアリングの実施方法

事業者ヒアリングは、本件事業への参加を希望する事業者の自発的な提案・意見を県企業庁が受け付けるものであり、事業者ヒアリングは、1事業者(あるいは1グループ)と県企業庁による1対1の形式で行う。

4 スケジュール

事業者ヒアリングは平成 14 年 11 月～12 月の間に参加希望者との日程調整の上、随時実施する。

実施方針公表から入札公告までの事業者ヒアリングを含めたスケジュールは以下の通り。



意見交換会については、別紙 2「寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係る意見交換会に関する要綱」を参照。

5 情報公開及び提案・意見書内容の保護

事業者ヒアリングに参加した事業者名、実施日時、ヒアリング内容については、原則として平成 15 年 2 月上旬に公表する。

ただし、公表することで事業者の権利、競争上の地位、正当な利益を害することを防ぐため、事業者ヒアリング参加者独自のノウハウ については、当該参加者からの申入れがあった場合及び県企業庁が当該参加者独自のノウハウと判断し、当該参加者に確認した上で保護が必要と判断したものに関しては、公表の対象としない。

「事業者独自のノウハウ」とは、それにより事業者が利益を得る可能性のある事業者独自の手法、アイデア等を指し、技術的分野に限らず、金融スキームのアイデアやリスク分担のアイデア等を含む、本件事業すべてに係る内容を指す。

6 事業者ヒアリングの内容

事業者ヒアリングにおいては、下記の項目内容に沿った提案・意見を受け付ける。

実施方針、業務要求水準書（案）、特定事業契約書（素案）、落札者決定の考え方についての具体的な提案又は意見。

事業者独自のノウハウに関する技術的内容に関する部分（ex.既存施設修繕・更新に関する点、脱水施設に関する点、脱水ケーキの再生利用方法に関する点等）についての具体的な提案又は意見。

7 参加申込み

事業者ヒアリングへの参加希望者は、添付様式 「事業者ヒアリング 参加申込書」及び添付様式 「事業者ヒアリング 提案・意見書」に必要事項を記入の上、**平成 14 年 10 月 23 日（水）～平成 14 年 11 月 1 日（金）（必着）**の間に E メール又は郵送により申し込むこと。

1 事業者での申込み、複数の事業者からなるグループでの申込みのいずれも可能とするが、参加人数が多数となる場合は県企業庁より人数の制限を行う場合がある。

また、「事業者ヒアリング 提案・意見書」には 1 枚につき 1 意見を記入し、複数の提案又は意見がある場合は、複数枚の書類を提出すること。なお、提案・意見書の内容に、事業者独自のノウハウに関するものが含まれる場合は、該当項目に印をつけること。

（申込み先）

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県企業庁水道局浄水課 水質班

E メール ki-jousui.3154@pref.kanagawa.jp

8 事業者ヒアリング実施日程等の連絡

ヒアリング日時及びヒアリング会場については県企業庁から代表担当者にEメール又は郵送により連絡する。

連絡日時での実施に不都合がある場合は、別途協議により適切な日時等を設定するが、実施日時に合意が得られなかった場合、県企業庁が設定した日時・会場にて実施する。

9 提案・意見書の再提出

提出された提案・意見書の内容について、不明確な点が認められた場合、事業者ヒアリング実施前に県企業庁より提案・意見書の再提出を求める場合がある。

10 費用負担

「事業者ヒアリング 参加申込書」及び「事業者ヒアリング 提案・意見書」の提出に係る諸費用並びにヒアリング会場までの交通費については参加者の負担とする。

11 事業者ヒアリングにおける公平性の確保

県企業庁は、事業者ヒアリングの実施に際して、参加の有無によって、入札時における応募者間の優劣が発生するようなことがないよう、公平性に十分に留意する。

なお、入札時においては、事業者ヒアリングで提出した提案と同様の提案を提出する必要はない。

12 その他

提出書類については、日本語で記述すること。

事業者ヒアリング 参加申込書

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班 担当あて

提出日	年	月	日
参加事業者名 (グループの場合は代表者)			
代表担当者名			
連絡先			
住所			
TEL			
FAX			
Eメールアドレス			
グループで参加を希望する場合、参加する他の事業者名 (枠内に入りきらない場合は欄外へ記入)			
事業社名：			
事業社名：			
事業者名：			
事業者名：			
合計参加人数	_____人		
意見数 (意見書の枚数ではなく、意見の数)			

事業者ヒアリング 提案・意見書

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班 担当あて

事業者名	
代表担当者名	
連絡先	
住所	
TEL	
FAX	
Eメール	
<p>意見内容 (意見書の内容として当てはまる項目に印をつけ、具体的項目について〔 〕内に記入)</p> <p>実施方針の内容について 〔 〕</p> <p>業務要求水準書(案)の内容について 〔 〕</p> <p>特定事業契約書(素案)の内容について 〔 〕</p> <p>落札者決定の考え方の内容について 〔 〕</p> <p>その他 〔 〕</p>	
<p>意見書の内容の保護</p> <p>事業者独自のノウハウに係る内容であるため、非公開を希望</p> <p>事業者独自のノウハウに係る内容でないため、公開は可能</p>	

「事業者ヒアリング 意見書」には1枚につき1意見を記入し、複数の意見あるいは提案がある場合は、複数枚の意見書を提出すること。

「事業者独自のノウハウ」とは、それにより事業者が利益を得る可能性のある、事業者独自の手法、アイデア等を指し、技術的分野に限らず、金融スキームのアイデアやリスク分担のアイデア等を含む、本件事業すべてに係る内容を指す。

提案・意見記述欄

1つの意見について本用紙1枚を超える場合は、通しページを表示し複数枚数での提出も可能とする。また、電子媒体での保存が難しいもの（ex. 図面等）がある場合は、別途郵送することも可能とする。